

2. 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

策定主体	知事及び公安委員会が共同して策定
目的・対象	道路等の設置、管理者等に対し、道路、公園、駐車場、駐輪場に関する防犯上配慮すべき事項を定め、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及を図ることを目的とする。
指針の位置づけ	防犯上配慮すべき事項を示し、自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。犯罪の発生状況、地域住民等の意見等を踏まえ、地域の実情等に応じて運用する。社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直す。

◎主な規定内容（配慮すべき事項）

※赤字 改正箇所

1) 道路

- ①歩道と車道の分離
 - ・防護柵・歩車道境界ブロック・植栽等による分離
- ②見通しの確保
 - ・安全施設や植栽等、種類や配置を考慮した見通しの確保
- ③明るさの確保
 - ・道路照明灯の適切な配置による夜間照度の確保(3ルクス以上)
- ④防犯設備の設置
 - ・必要に応じ防犯ベル、**防犯カメラ**等の防犯設備を設置

2) 公園

- ①見通しの確保
 - ・死角を作らない樹木の配置と適正な維持管理
- ②見通しに配慮した遊具等の設置
 - ・死角を作らない遊具等の選定と見通しに配慮した配置
- ③明るさの確保
 - ・極端な暗部ができないよう光源の明るさ、照度、配置等を検討のうえ設置
 - ・主な場所で5ルクス以上、その他の場所で1ルクス以上の照度を確保
- ④便所設置における配慮事項
 - ・周囲からの見通し、明るさ、防犯ベル等の設置

3) 駐車場及び駐輪場

- ①見通しの確保及び区分
 - ・フェンス等による区分と周囲からの見通し確保
- ②明るさの確保
 - ・地下及び屋内の駐車場＝駐車部分2ルクス、車路10ルクス以上
 - ・屋外駐車場＝夜間、人の行動を視認できる程度以上の明るさを確保
- ③具体的対策
 - ・管理者等の常駐及び巡回、モニター用カメラの設置
 - ・死角をなくすミラー、盗難防止用サイクルラックやチェーン用バーラックの設置
- ④管轄警察署との連携
 - ・新設、変更の際の助言を求める
 - ・犯罪発生件数等の情報提供を受け、利用者等へ広報啓発

4) 防犯カメラの設置に係る留意事項

- ①録画機能を有するものを使用し、有効な管理体制の在り方を併せて検討。また、有効な位置、台数等を検討し、適切に配置。
- ②設置場所に応じた照度の確保
- ③管理責任者、撮影範囲、画像の利用及び提供の制限、画像の保存期間等について規定する運用基準の制定及び設置を明示するなどプライバシーの保護